

小田原市災害時備蓄計画

小田原市防災対策課

目次

1	はじめに	1
	(1) 計画策定の目的	1
	(2) 用語の定義	2
2	基本的な考え方	3
	(1) 市が行う物資確保の方針	3
	(2) 想定する災害	3
	(3) 市が行う物資供給の計画期間	4
	(4) 備蓄物資の供給対象者	4
3	備蓄物資の品目	5
	(1) 重要品目	5
	(2) その他の品目	5
4	備蓄物資の数量	9
	(1) 計画数量算出の基準	9
	(2) 重要品目の数量	11
	(3) その他の品目の数量	17
	(4) 公的備蓄と流通備蓄における数量の考え方	17
5	備蓄物資の整備更新	19
	(1) 食料・飲料水	19
	(2) 生活必需品	19
	(3) 災害用トイレ	19
	(4) 避難所運営に必要な資機材	19
	(5) 避難所運営に必要な消耗品	20
	(6) 感染症対策資機材	20
	(7) 応急対策・救出救助用資機材	20
6	備蓄場所と備蓄手法	21
	(1) 分散備蓄庫	21
	(2) 集中備蓄用倉庫	21
	(3) 民間倉庫	22
7	流通備蓄による物資供給	23

(1) 流通備蓄による供給の考え方	23
(2) 流通備蓄等の受入体制	23
8 備蓄物資の輸送	25
(1) 輸送事業者等との協定の締結	25
(2) 物資の管理・運営及び輸送について	25
9 自助・共助による備蓄	26
(1) 市民による備蓄	26
(2) 自主防災組織による備蓄	26
(3) 企業等による備蓄	26
10 防災倉庫の整備	27
(1) 拠点倉庫整備の検討	27
(2) 集中備蓄用倉庫の整備及び改修	28
(3) 防災備蓄倉庫の整備・維持修繕	28
(4) コンテナ型防災倉庫の整備・維持修繕	28
11 改訂履歴	28

参考資料

- 資料1 集中備蓄用倉庫一覧
- 資料2 分散備蓄庫備蓄品目
- 資料3 指定避難所（広域避難所）防災備蓄庫一覧
- 資料4 コンテナ型防災倉庫一覧
- 資料5 協定施設備蓄物資保管場所一覧
- 資料6 流通備蓄に係る災害協定締結先一覧

1 はじめに

(1) 計画策定の目的

市では、「神奈川県地震被害想定調査」の結果に基づき、災害時の被災者支援に必要な食料、生活必需品及び応急対策・救出救助資機材などの備蓄を進めてきた。

平成23年(2011年)3月に発生した東日本大震災では、ライフラインだけでなく、道路、鉄道、空港等の公共施設にも大きな被害が発生し、物資供給及び配送に支障が生じるなど、発災直後の流通備蓄の活用に課題があることが明らかとなった。

また、平成28年(2016年)4月に発生した熊本地震では、ピーク時の避難者が約18万人発生し、想定を超えた避難所運営や避難所外避難者への対応や、国によるプッシュ型支援や被災地外からの救援物資が集積拠点に滞留し、各避難所まで届かなかった問題などが生じた。

その一方で、国によるプッシュ型支援が初めて実施された結果、被災者が必要とする物資の品目や数量に加え、国、県及び被災自治体並びに自助・共助の役割分担の考え方が再検討されるなど、熊本地震で得られた教訓は、その後の南海トラフ地震や首都直下地震発生時における具体的な応急対策に反映されている。

このため、本市では、東日本大震災や熊本地震から得られた教訓や南海トラフ地震や首都直下地震対策における国の動向を踏まえるとともに、新型コロナウイルス感染症をはじめとした避難所の感染症対策など、新たな課題に対応できる防災備蓄の一層の強化を図り、もって被災者の命と生活環境を確保することを目的として、小田原市地域防災計画に基づく備蓄物資の整備・更新に関する具体的な計画を定めるものとする。

今後は本計画に基づき、「自らの生命は、自ら守る」ことが防災・減災の基本原則であることを認識し、平常時から災害に備えた家庭、地域及び事業者による「1週間分」の食料、飲料水及び生活必需品の備蓄を基盤としつつ、市が行う災害に備えた物資の備蓄（以下「公的備蓄」という。）及び協定事業者等による流通備蓄並びに国、県及び他自治体等からの救援物資を効果的に活用することで、市民・事業者・行政が一体となった迅速かつ効果的な供給体制の強化を推進していくものとする。

なお、新たな地震被害想定調査結果や災害対応に係る新たな課題が生じた場合には、小田原市地域防災計画と整合をはかり随時修正するものとする。

(2) 用語の定義

本計画において、用いる主な用語の定義は次のとおりとする。

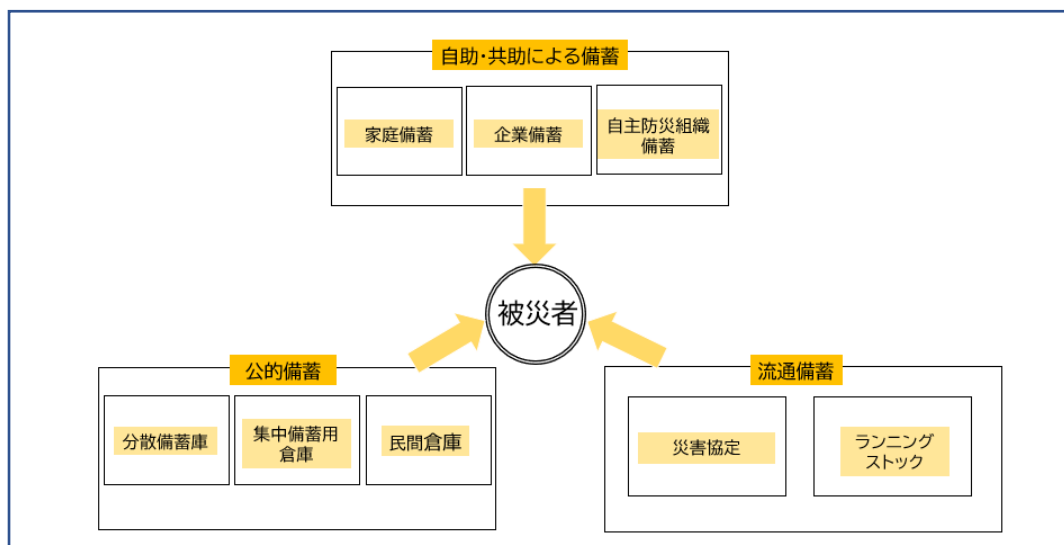
用語	定義
① 自助・共助による備蓄	各家庭、地域、企業等が「自らの命は自ら守る」という自助・共助の考え方を基本に3日分（推奨1週間分）の食料や生活必需品等を備蓄するもの。
② 公的備蓄	自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で物資を備蓄し提供するもの。
③ 流通備蓄	災害時に協定締結事業者が在庫として確保している物資を提供するもの及び事前に市が購入した物資を事業者の流通ルートにのせて備蓄として担保し提供するもの。
④ 救援物資	神奈川県及び近隣市町等、他都市から物資支援を受けるもの。
⑤ 国のプッシュ型支援	国が被災自治体からの具体的な要請を待たないで、被災者の命と生活環境に不可欠な物資を提供するもの。

2 基本的な考え方

(1) 市が行う物資確保の方針

「自らの身は、自ら守る」という自主防災の考え方をもとに、平時から備蓄を推進し発災直後は、自助・共助による物資確保を中心とするが、自助・共助による備蓄にもかかわらず、不足が生じた場合の補完として、公的備蓄や流通備蓄等により供給するものとする。

物資調達のイメージ図



(2) 想定する災害

「神奈川県地震被害想定調査」及び「地震調査研究推進本部による今後30年間の発生確率」において、その発生の切迫性及び多数の避難者の発生が想定されている「神奈川県西部地震」を想定災害に設定する。

小田原市に想定される地震災害
 ≪神奈川県地震被害想定調査（平成27年3月）≫

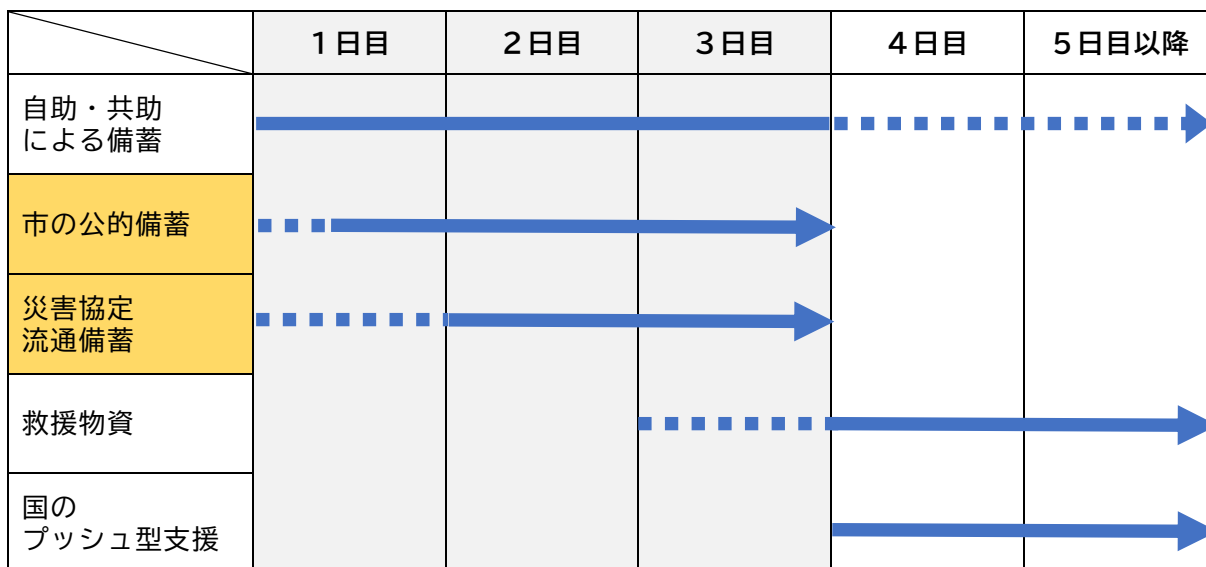
地震名	30年間発生確率	全壊棟数	3日以内避難者	発災直後断水人口 (上水道支障率)
南海トラフ巨大地震	ほぼ70%	200棟	3,850人	3,250人 (1.67%)
神奈川県西部地震	過去400年に5回	3,860棟	41,340人	60,280人 (30.9%)
大正型関東地震	0~5%	22,720棟	116,460人	169,390人 (87.05%)
都心南部直下地震	ほぼ70%	30棟	1,220人	570人 (0.29%)
東海地震	ほぼ70%	90棟	2,360人	1,390人 (7.14%)

(3) 市が行う物資供給の計画期間

発災後は、自助・共助による物資確保を中心とするほか、4日目以降は救援物資や国のプッシュ型支援による物資供給が計画されている。

これを踏まえ、本計画における市が行う物資供給の計画期間は、自助・共助を補完する位置付けとして、発災後3日間を目標に整備するものとする。

時系列でみる物資の確保



(4) 備蓄物資の供給対象者

ア 避難者

家屋の倒壊、焼失及び流出若しくは危険区域からの退避など、一定期間自宅から避難せざるを得ない避難所避難者及び避難所等への避難が困難な場合やライフラインが遮断した場合等の避難所外避難者とし、その人数は、神奈川県地震被害想定調査結果に基づき、「41,340人」とする。

イ 帰宅困難者

神奈川県西部地震において、多数の帰宅困難者の発生が本市で想定され、滞留者による物資確保などの混乱が予想されることから、当該帰宅困難者を物資供給対象者とし、その人数は、神奈川県地震被害想定調査結果に基づき、「14,520人」とする。

3 備蓄物資の品目

(1) 重要品目

東日本大震災や熊本地震の事例や国の首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画等を踏まえ、被災者の命と生活環境に不可欠な物資として、国のプッシュ型支援基本 8 品目と飲料水（保存水）、ほ乳瓶及び感染症対策や避難所における生活環境の向上のための資機材 6 品目、合計 14 品目について計画数量を定める重要品目と位置付ける。（★は国が行うプッシュ型物資支援基本 8 品目）

項目	品目
食料★	①食料 ②乳児用粉ミルク及び液体ミルク
生活必需品★	③毛布 ④大人用おむつ ⑤乳児・小児用おむつ ⑥生理用品 ⑦携帯トイレ・簡易トイレ ⑧トイレットペーパー
生活必需品	⑨ほ乳瓶
飲料水	⑩保存水（ペットボトル500ml）
感染症対策及び生活環境の向上のための資機材	⑪簡易ベッド ⑫マット ⑬間仕切り用テント ⑭間仕切り用パーティション

(2) その他の品目

その他の品目については、国が示す「プッシュ型物資支援の標準対象品目」を参考に次の項目を整備することとする。

避難所運営に必要な資機材	<ul style="list-style-type: none"> ○ブルーシート（ポリエチレン製） ○仮設トイレ（車椅子対応） ○救護担架（脚付き） ○大型扇風機 ○車椅子 ○運搬台車、かご台車 ○懐中電灯、ランタン（LED、乾電池型） ○延長コード（電源タップなど） ○コードリール ○はしご（脚立） ○拡声器（ハンドマイク） ○カセットコンロ（LPGカセットボンベ含む） ○炊き出し器セット ○鍋・やかん ○炊飯袋 ○発動発電機（ガソリン型、ガス型） ○ポータブル電源（太陽光充電型など） ○投光器（LED型、バルーン型など） ○リヤカー（折り畳み式） ○燃料携行缶
避難所運営に必要な消耗品	<ul style="list-style-type: none"> ○食器類（使い捨て椀、皿、使い捨てスプーンなど） ○食品ラップ、ペーパータオル（キッチンタオル） ○スタッフ用ビブス

	<ul style="list-style-type: none"> ○避難者カード ○避難所運営マニュアル ○ゴミ袋（可燃物、不燃物、汚染物用） ○燃料（ガソリン缶詰、LPG カセットボンベなど） ○収納ボックス ○オイル（発電機用） ○マッチ、点火器具 ○乾電池 ○養生テープ ○荷造りヒモ ○文房具セット（マーカー、鉛筆、コピー用紙等） ○工具セット
感染症対策資機材	<ul style="list-style-type: none"> ○手指消毒剤 ○環境消毒剤 ○せっけん（固形、液体） ○清拭用ペーパータオル ○不織布マスク ○N95マスク ○防護衣（ガウン） ○使い捨て手袋 ○フェイスシールド ○非接触型体温計
情報通信資機材	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所用テレビ ○トランシーバー ○携帯電話 ○MCA 無線機 ○NTT 特設公衆電話
応急給水用資機材	<ul style="list-style-type: none"> ○飲料水兼用耐震性貯水槽給水器具 ○応急給水設備用資機材 ○給水用水槽（約1m³） ○飲料水袋 ○飲料水用ポリタンク
応急対策・救出救助資機材	<ul style="list-style-type: none"> ○天幕テント ○エアータント ○リヤカー（折り畳み式） ○一輪車 ○梯子（二連型） ○ロープ ○土のう袋 ○針金（10番線など） ○ブルーシート（#3000） ○発動発電機（2KVA～5KVA） ○投光器（バルーン型、LED型など） ○延長コード（防滴型リールなど） ○チェーンソー ○エンジンカッター ○チルホール ○油圧ジャッキ ○シャベル（スコップ） ○つるはし ○大ハンマー ○金てこ ○掛矢 ○大バール ○ノコギリ ○ボルトクリッパー

国が行うプッシュ型支援基本8品目

《首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画(令和5年5月23日中央防災会議幹事会)》

項目	品目
食料	①食料 ②乳児用粉ミルク及び乳児用液体ミルク
生活必需品	③毛布 ④大人用おむつ ⑤乳児・小児用おむつ ⑥生理用品 ⑦携帯トイレ・簡易トイレ ⑧トイレットペーパー

国が行うプッシュ型物資支援の標準対象品目

《首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画(令和5年5月23日中央防災会議幹事会)》

<ul style="list-style-type: none"> ○食料 ○育児、介護食品 <ul style="list-style-type: none"> ・乳児用粉ミルク ・乳児用液体ミルク ・ベビーフード ・介護食品 ○水・飲料 ○衣類関係 (男性用、女性用、子供用) <ul style="list-style-type: none"> ・防寒着 ・衣類(トレーナー、Tシャツ、ズボン) ・下着類 ・くつ下 ・ストッキング ・履物(スリッパ、サンダル、靴) ○台所・食器関係 <ul style="list-style-type: none"> ・紙食器 ・プラスチック食器 ・割箸 ・スプーン ・フォーク ・カセットこんろ ・カセットボンベ ○電化製品関係(避難所で共同使用するものに限る) <ul style="list-style-type: none"> ・乾電池 ・延長コード ・懐中電灯 ・ランタン ・携帯用充電器(電池式) ・洗濯機 ・乾燥機 ・掃除機 ・冷蔵庫 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活用品関係 <ul style="list-style-type: none"> ・シャンプー ・リンス ・洗面器 ・石けん ・ボディソープ ・歯磨き粉 ・歯ブラシ ・かみそり ・ハンドソープ ○トイレ関係 <ul style="list-style-type: none"> ・仮設トイレ ・携帯トイレ ・簡易トイレ ・防臭剤 ・除菌剤 ・消臭剤 ○掃除洗濯用品 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ袋 ・バケツ ・掃除用洗剤 ・衣料用洗剤 ○防寒具・雨具・熱中症対策用品 <ul style="list-style-type: none"> ・カイロ ・レインコート ・傘 ・瞬間冷却材 ・冷却シート ○寝具・タオル関係 <ul style="list-style-type: none"> ・タオル ・布団 ・シーツ ・マットレス ・毛布 	<ul style="list-style-type: none"> ○その他生活雑貨 <ul style="list-style-type: none"> ・爪切り ・マスク ・手指消毒剤 ・うがい薬 ○ペーパー類・生理用品 <ul style="list-style-type: none"> ・生理用品 ・ウエットティッシュ ・ウエットタオル ・ペーパータオル ・ティッシュペーパー ・トイレットペーパー ・ボディシート ○育児、介護用品関係 <ul style="list-style-type: none"> ・紙おむつ(大人用/子供用) ・おしりふき ・ほ乳瓶消毒ケース ・ほ乳瓶消毒液 ・ほ乳瓶(使い捨てほ乳瓶を含む) ○応急用品・復旧資機材関係 <ul style="list-style-type: none"> ・給水ポリ袋 ・給水ポリタンク ・土のう袋 ・ブルーシート ・ロープ ・ゴム手袋 ・長靴 ・防塵マスク ・防塵ゴーグル
--	--	--

<ul style="list-style-type: none">・冷暖房器具・加湿器・空気清浄機	<ul style="list-style-type: none">・枕・タオルケット・段ボールベッド・段ボール間仕切り・パーティション	
--	--	--

4 備蓄物資の数量

(1) 計画数量算出の基準

ア 算出基準人数

項目	想定条件	出典
人口	188,856人（令和2年10月1日基準）	令和2年国勢調査
避難者	41,340人（避難所避難者数24,870人、避難所外避難者16,470人）（※発災後3日間想定）	神奈川県地震被害想定調査（H27.3）
帰宅困難者	14,520人（※発災後2日間想定）	神奈川県地震被害想定調査（H27.3）

イ 算定基礎となる年齢区分の割合

食料及び生活必需品の数量については、物資供給対象者の年代等を考慮し算出するものとする。（※小数点第2以下は繰上げ）

年齢区分	割合	品目	対象者数等・出典
1歳以上	99.4%	食料	187,780人 （令和2年国勢調査）
0歳	0.6%	乳児用粉ミルク・液体ミルク・ほ乳瓶	1,076人 （令和2年国勢調査）
0歳から2歳	1.8%	紙おむつ（乳幼児用）	3,410人 （令和2年国勢調査）
おむつを必要とする要介護者	0.5%	紙おむつ（大人用）	首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画 （令和5年5月23日中央防災会議幹事会）
要介護認定者のうち要介護3以上	1.7%	簡易ベッド	3,224人（おだわら高齢者福祉介護計画・令和2年10月認定）
12歳から51歳女性	21.4%	生理用品	40,269人 （令和2年国勢調査）

ウ 災害時トイレ対応数

携帯トイレについては、別途策定した「小田原市災害時トイレ確保計画」に基づき算出することとする。

項目	想定条件	出典
トイレ必要人数	47,807人（避難所避難者24,870人、断水による必要者数22,937人）	・小田原市災害廃棄物処理計画（R4.3） ・小田原市災害時トイレ確保計画（R5.3）
トイレ対応基数	640基（マンホールトイレ280基、仮設トイレ150基、携帯トイレ210基相当）（※75人あたり1基）	小田原市災害時トイレ確保計画（R5.3）

(2) 重要品目の数量

①食料

発災初期に生命維持のために最低限必要な物資として、簡易に調理可能な食料を備蓄する。1人あたり1日3食を基本とする。

対象者	算 出 式	計画数量
1歳以上	$41,340人 \times 99.4\% \times 1人1日分(3食)$ $\times 3日 = 369,827食$ $369,827食 \div 369,830食$	369,830食
帰宅困難者	$14,520人 \times 99.4\% \times 1人1日分(3食)$ $\times 2日 = 86,597食$ $86,597食 \div 86,600食$	86,600食
合計		456,430食

②乳児用粉ミルク及び液体ミルク

乳児の生命維持のために最低限必要な物資として乳児用粉ミルク及び液体ミルクを備蓄する。0歳児を対象とし、乳児1人あたり1日1リットルを基本とする。調乳不要な液体ミルクと保管に適した粉ミルク（キューブタイプ）の備蓄を図る。

対象者	算 出 式	計画数量
0歳	$41,340人 \times 0.6\% (0歳児人口比率) = 248人$ $248人 \div 250人$ $250人 \times 1リットル \times 3日 = 750リットル$	750リットル
帰宅困難者	$14,520人 \times 0.6\% (0歳児人口比率) = 87人$ $87人 \div 90人$ $90人 \times 1リットル \times 2日 = 180リットル$	180リットル
合計		930リットル

③毛布等

発災初期に、体を保温する物資として、毛布等を備蓄する。避難所避難者及び帰宅困難者用に1人あたり1枚を基本とし、避難所避難者用として毛布を、帰宅困難者用としてアルミブランケットを備蓄する。

対象者	算出式	計画数量
避難所避難者 (毛布)	$24,870人 \times 1枚 = 24,870枚$	24,870枚
帰宅困難者 (アルミブランケット)	$14,520人 \times 1枚 = 14,520枚$	14,520枚
合計		39,390枚

④大人用おむつ

介護を要する高齢者等の要配慮者の生活に欠かせない生活必需品として大人用おむつを備蓄する。要介護者のうちおむつを必要とする者を対象に、1人あたり、1日8枚を基本とする。

対象者	算出式	計画数量
要介護認定者のうちおむつを必要とする者	$41,340人 \times 必要者割合0.005^{**} \times 8枚 \times 3日間 = 4,960枚$	4,960枚
帰宅困難者	$14,520人 \times 必要者割合0.005 \times 8枚 \times 2日間 = 1,161枚$ $1,161枚 \div 1,170枚$	1,170枚
合計		6,130枚

※「0.005」という係数は、避難所避難者及び避難所外避難者における要介護の高齢者を想定したもの

参考：首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画（令和5年5月23日中央防災会議幹事会）

⑤乳児・小児用おむつ

乳児・小児の生活に欠かせない生活必需品として、乳児・小児用おむつを備蓄する。
0歳から2歳を対象とし、1人あたり、1日8枚を基本とする。

対象者	算 出 式	計画数量
0歳から2歳	$41,340 \text{ 人} \times 1.8\% \times 8 \text{ 枚} \times 3 \text{ 日間} =$ $17,858 \text{ 枚}$ $17,858 \text{ 枚} \div 17,860 \text{ 枚}$	17,860枚
帰宅困難者	$14,520 \text{ 人} \times 1.8\% \times 8 \text{ 枚} \text{ (1人あたり必}$ $\text{要数)} \times 2 \text{ 日間} = 4,181 \text{ 枚}$ $4,181 \text{ 枚} \div 4,190 \text{ 枚}$	4,190枚
合計		22,050枚

⑥生理用品

女性の生活必需品として生理用品を備蓄する。12歳～51歳女性の対象とし、月経周期を考慮するとともに、1期間当たり30枚を基本とする。

対象者	算 出 式	計画数量
12歳～51歳女性	$41,340 \text{ 人} \times 21.4\% \text{ (12～51歳人口比率)} \times$ $1 \text{ 人} 1 \text{ 期間} \text{ 当たり} \text{ 必要量 (30枚)} \times 0.143$ $\text{(1/7:1日必要数)} \times 0.25 \text{ (4週に1回)} \times 3$ $\text{日間} = 28,464 \text{ 枚}$ $28,464 \text{ 枚} \div 28,470 \text{ 枚}$	28,470枚
帰宅困難者	$14,520 \text{ 人} \times 21.4\% \text{ (12～51歳人口比率)}$ $\times 1 \text{ 人} 1 \text{ 期間} \text{ 当たり} \text{ 必要量 (30枚)}$ $\times 0.143 \text{ (1/7:1日必要数)} \times 0.25 \text{ (4週}$ $\text{に1回)} \times 2 \text{ 日間} = 6,665 \text{ 枚}$ $6,665 \text{ 枚} \div 6,670 \text{ 枚}$	6,670枚
合計		35,140枚

⑦携帯トイレ

災害時には上水道及び下水道設備の破損による断水により、トイレの使用が困難になることが見込まれるため、携帯トイレの備蓄を行う。なお、携帯トイレの計画数量については、「小田原市災害時トイレ確保計画」に基づき算出する。

なお、帰宅困難者については、帰宅困難者避難場所での使用を想定し、1人あたり、1日5回を基本とし本計画の中で定め、備蓄する。

対象者	算出式	計画数量
避難所等の避難者 断水対象者	$\begin{aligned} & \text{トイレ必要個数}640\text{基} - (\text{マンホールトイレ} \\ & 280\text{基} + \text{仮設トイレ}150\text{基}) = 210\text{基} \\ & 210\text{基} \times 75\text{人} \times 5\text{回} (1\text{人}1\text{日} \text{あたり} \text{使用回} \\ & \text{数}) \times 3\text{日間} = 236,250\text{枚} \end{aligned}$	236,250枚
帰宅困難者	$14,520\text{人} \times 5\text{回} \times 2\text{日} = 145,200\text{枚}$	145,200枚
合計		381,450枚

⑧トイレトーパー

トイレの使用に必要となるトイレトーパーを備蓄する。「小田原市災害時トイレ確保計画」における携帯トイレ及び仮設トイレの想定人数に基づき、27,000人分（360基相当・75人/基）を対象とし、1人1日当たり0.18巻を基本とする。なお、帰宅困難者は、帰宅困難者避難場所での使用を想定する。

対象者	算出式	計画数量
「小田原市災害時トイレ確保計画」における携帯トイレ・仮設トイレの想定人数	$27,000\text{人} \times 0.18\text{巻} (1\text{人}1\text{日} \text{あたり} \text{必要量}) \\ \times 3\text{日間} = 14,580\text{巻}$	14,580巻
帰宅困難者	$14,520\text{人} \times 0.18\text{巻} (1\text{人}1\text{日} \text{あたり} \text{必要量}) \\ \times 2\text{日間} = 5,227\text{巻} \\ 5,227\text{巻} \div 1 = 5,230\text{巻}$	5,230巻
合計		19,810巻

⑨ほ乳瓶

乳児の生活必需品として、ほ乳瓶を備蓄する。なお、衛生面を考慮し、使い捨てほ乳瓶を備蓄する。0歳児を対象とし、1人1日あたり5本を基本とする。

対象者	算出式	計画数量
0歳	$41,340人 \times 0.6\% (0歳児人口比率) = 248人$ $248人 \div 250人$ $250人 \times 5個 \times 3日分 = 3,750個$	3,750個
帰宅困難者	$14,520人 \times 0.6\% (0歳児人口比率) = 87人$ $87人 \div 90人$ $90人 \times 5個 \times 2日分 = 900個$	900個
合計		4,650個

⑩保存水

応急給水拠点による応急給水が開始されるまでの間の初動期における飲料水の確保として保存水を備蓄する。

対象者	算出式	計画数量
全備蓄物資 供給対象者	$41,340人 \times 1本 (500ml) = 41,340本$	41,340本
帰宅困難者	$14,520人 \times 1本 (500ml) = 14,520本$	14,520本
合計		55,860本

⑪簡易ベッド

避難所避難者のうち、要介護3以上の要支援者を対象として、簡易ベッドを基本に備蓄する。

対象者	算 出 式	計画数量
避難所避難者のうち 要介護3以上	$24,870人 \times 1.70\% = 422人 \div 430台$	430台

⑫マット

避難所避難者のうち、簡易ベッドを使用しない人を対象として備蓄する。

対象者	算 出 式	計画数量
避難所避難者のうちで簡 易ベッドを使用しない者	$(24,870人 - 430人 - 1,220人^*) \times 1枚$ $= 23,220枚$	23,220枚

※間仕切り用パーティションにアルミ敷きマット（2m×2m）が1枚付属し、1基あたり2名分のマットを想定し、当該人数分を算出したもの。610張×2人=1,220人

⑬間仕切り用テント

避難所における着替え、授乳用、感染症対策、要配慮者支援などの活用手段として備蓄する。

対象者	算 出 式	計画数量
広域避難所 1次施設・ 2次施設（小中学校）	25か所×7張=175張 （着替男女4、授乳用1、要配慮者用2） 11か所×4張=44張 （着替男女2、授乳用1、要配慮者1） 合計219張≒220張	220張

⑭間仕切り用パーティション

避難所における感染症対策としての活用を中心に備蓄する。

対象者	算 出 式	計画数量
広域避難所 1次施設・ 2次施設（小中学校）	25か所×20張=500張 11か所×10張=110張	610張

(3) その他の品目の数量

現行の数量維持を原則としながら、収容人数及び避難所の防災備蓄庫の状況などを勘案した数量とするが、機能改善などにより数量等は適宜見直すものとする。

カセットコンロ、カセットガス、発電機等の電源確保資機材については優先的に機能改善を図るものとする。

(4) 公的備蓄と流通備蓄における数量の考え方

市による災害時の物資供給は、公的備蓄及び流通備蓄により計画数量を整備するものだが、本計画の整備方針に基づき、流通備蓄については、発災後1日目から3日目までに供給が見込めるものを現有備蓄数として整備していくものとする。

国の物資の必要量の算出式（参考）

《首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画（令和5年5月23日中央防災会議幹事会）》

項目	前提となる被害量	算出式
食料	避難所避難者数 避難所外避難者数	$(\text{避難所避難者数} + \text{避難所外避難者数}) \times 1 \text{人} 1 \text{日}$ 当たり必要量3食
毛布	避難所避難者数	避難所避難者数 \times 1人当たり必要数2枚 - 被災地方公共団体備蓄量
乳児用粉ミルク 又は乳児用液体 ミルク	避難所避難者数 避難所外避難者数	$(\text{避難所避難者数} + \text{避難所外避難者数}) \times 0 \text{歳}$ 人口比率 \times 1人1日当たり必要量 \times 4日間 ※乳児 用粉ミルクは140g、乳児用液体ミルクは1ℓ
乳児・小児用お むつ	避難所避難者数 避難所外避難者数	$(\text{避難所避難者数} + \text{避難所外避難者数}) \times 0 \text{歳} \sim 2$ 歳人口比率 \times 1人1日当たり必要量8枚 \times 4日間
大人用おむつ	避難所避難者数 避難所外避難者数	$(\text{避難所避難者数} + \text{避難所外避難者数}) \times \text{必要者}$ 割合0.005 \times 1人1日当たり必要量8枚 \times 4日間
携帯トイレ・簡 易トイレ	避難所避難者 避難所外避難者 上水道支障率	$(\text{避難所避難者数} + \text{避難所外避難者数}) \times \text{上水道}$ 支障率 \times 1人1日当たり使用回数5回 \times 4日間
トイレットペー パー	避難所避難者 避難所外避難者	$(\text{避難所避難者数} + \text{避難所外避難者数}) \times 1 \text{人} 1$ 日当たり必要量0.18巻 \times 4日間
生理用品	避難所避難者 避難所外避難者	$(\text{避難所避難者数} + \text{避難所外避難者数}) \times 12 \text{歳} \sim$ 51歳人口比率 \times 1人1期間(7日間)当たり必要量 30枚 \times 1/7 \times 1/4 \times 4日間

- ① 避難所避難者数は、自宅建物が全壊、半壊又は一部損壊したため避難所に避難した者、断水により自宅で生活し続けることが困難となり避難所に避難した者の合計
- ② 避難所外避難者数は、避難所以外の場所に避難したが、避難所において物資の提供が必要な者の合計
- ③ 「0歳人口比率」、「0～2歳人口比率」及び「12～51歳女性人口比率」は、国勢調査（総務省統計局）における数値を想定したもの
- ④ 大人用おむつの算出式における「0.005」という係数は、避難所避難者及び避難所外避難者における要介護の高齢者を想定したもの
- ⑤ 携帯トイレ・簡易トイレの算出式における「上水道支障率」は、都県ごとの断水人口の割合（断水率）
- ⑥ トイレットペーパーの算出式における「0.18」という係数は、経済産業省生産動態統計年報による販売量及び総務省人口推計により試算
- ⑦ 生理用品の算出式における「1/7」という係数は、生理期間における1日当たりの必要量を求めたもの

5 備蓄物資の整備更新

(1) 食料・飲料水

アルファ化米やクラッカーなどの長期保存食及びペットボトル水については、賞味期限5年以上の品目を、また、乳児用ミルクについては、18か月以上の賞味期限を有するものを計画的に購入。また、食物アレルギーを考慮しアレルギー特定原材料28品目不使用の品目としていく。

(2) 生活必需品

毛布、紙おむつ、生理用品及びトイレットペーパー等の避難生活に必須の生活必需品や衛生用品については、長期保管に有効とされる密封型の整備に努め、更新の目途を10年とする。

ただし、定期的実施するサンプル調査により使用に適さないと判断した場合は、その都度更新することとする。

(3) 災害用トイレ

災害用トイレについては、発災後のライフライン遮断による水洗トイレの使用不能を考慮し、既存トイレの便座を利用して即時対応が可能な携帯トイレの整備を計画的に行い、併せて、既存トイレの使用ができない場合に避難所建物外に簡易トイレを設置することを想定し、プライバシー保護のためのトイレ用テントの整備に努めるとともに、バリアフリー型（車椅子対応）仮設トイレに更新するなど機能改善を図る。また、トイレ関連の公的備蓄に関しては、「小田原市災害廃棄物処理計画」及び「小田原市災害時トイレ確保計画」との整合性を図るものとする。

(4) 避難所運営に必要な資機材

指定避難所(広域避難所)における避難者の健康維持や災害関連死の防止、避難所環境の維持及びプライバシーの確保に必要な資機材の整備を進める。

また、発災直後に円滑に避難所を開設・運営するためには、避難所を運営する市職員及び自主防災組織が扱いやすい資機材であることや発電機等の燃料が管理しやすく、早期調達を見込めることが重要であるため、物資保管用什器、LPガス燃料機器、ポータブル蓄電池及びソーラーパネル等の導入について検討を進める。

なお、購入から長期間経過し最新の資機材に比べて、その機能性や操作性等が劣っている資機材については、機能性、操作性及び資機材の軽量化等を考慮した最新仕様の資機材に更新するものとする。

(5) 避難所運営に必要な消耗品

避難所の開設・運営に必要な資機材のうち、各種燃料、乾電池、テープ類及びマーカ一等、使用期限が定められている消耗品については、防災訓練において積極的に使用したうえで随時補充することとする。

(6) 感染症対策資機材

感染症対策として標準予防策（スタンダードプリコーション）に必要な資機材や避難所における感染拡大（クラスター発生）を防止するための資機材について、社会情勢を注視しながら、適正な品目及び数量の備蓄に努める。

(7) 応急対策・救出救助用資機材

災害時のライフラインの遮断に対応するため、テント、非常用発電機・照明資機材及び災害時の救出救助活動に必要な応急対策・救出救助資機材を整備するとともに、風水害時の応急措置に使用するブルーシート等の備蓄に努める。

なお、購入から長期間経過し資機材の操作性、機能性が最新の規格・仕様に比べて著しく劣っている資機材については、備蓄の必要性や備蓄場所について検討したうえで、順次、最新仕様の資機材に更新する。

6 備蓄場所と備蓄手法

本市の公的備蓄は分散備蓄庫及び集中備蓄用倉庫を整備し運用している。災害発災後に避難者に対し速やかに物資の提供ができるよう分散備蓄を基本とし、それを補完するものとして集中備蓄用倉庫を位置付けている。なお、分散備蓄庫及び集中備蓄用倉庫のみでは、保管容量に課題があることから、流通備蓄に加え、民間倉庫の活用についても検討を進めるものとする。

(1) 分散備蓄庫

指定避難所（広域避難所）や避難場所となる公共施設に分散備蓄のための備蓄庫を整備し、災害初動時に必要となる応急対策・救出救助資機材、食料・飲料水及び避難所運営に必要な資機材等をあらかじめ備蓄するものとする。

① 指定避難所（広域避難所）1次施設防災備蓄庫

指定避難所となる小中学校の校舎内に防災備蓄倉庫を整備し、避難生活に必要な食料・飲料水、毛布等の生活必需品及び避難所の運営に必要な資機材を備蓄する。

② 指定避難所（広域避難所）2次施設防災備蓄庫

指定避難所2次施設となる小中学校の校舎内に防災備蓄倉庫を整備し、原則として指定避難所1次施設と同等の資機材の充実に努める。

③ コンテナ型防災倉庫（指定避難所用）

指定避難所（広域避難所）の敷地及び隣接地にコンテナ型防災倉庫を設置し、発電機、投光器など避難所の開設・運営に必要な資機材を備蓄する。

④ コンテナ型防災倉庫（その他の倉庫）

指定避難所（25か所）以外の公共施設等に設置するコンテナ型防災倉庫には、応急対策・救出救助資機材を中心に備蓄する。

なお、孤立地区（米神・石橋・江之浦）のコンテナ型防災倉庫には食料・飲料水、毛布等の基本品目の備蓄を行う。

(2) 集中備蓄用倉庫

集中備蓄用倉庫では、災害発生時に指定避難所（広域避難所）で不足する食料や生活必需品の補充物資及び発生した災害の状況に応じて必要となる応急対策・救出救助資機材を備蓄する。

① 上府中公園小田原球場

指定避難所（広域避難所）への食料及び生活必需品等の物資が不足する場合の補充（補完）用物資及び大規模災害発生時の被害状況に応じて必要となる応急対策・救出救助資機材を中心に備蓄する。

② 小田原アリーナ（小田原総合文化体育館）

指定避難所（広域避難所）への食料及び生活必需品等の物資が不足する場合の補充（補完）用物資を中心に備蓄する。

なお、1階については河川洪水時の浸水が想定されるため、浸水の影響が少ない応急対策・救出救助資機材の備蓄場所とする。

③ 川東タウンセンター マロニエ

倉庫面積が比較的小規模であるが、河川洪水、高潮及び津波浸水想定区域外に立地していることから、福祉避難所及びバリアフリー避難所の運営に必要な資機材及び発電機等の応急対策・救出救助資機材を中心に備蓄する。

④ 栄町駐車場

小田原駅前に立地していること、倉庫面積が比較的小規模であり運搬車両の接近が困難なことから、小田原駅周辺の帰宅困難者に提供する生活必需品（アルミブランケット、携帯トイレ、生理用品など）を中心に備蓄する。

（3）民間倉庫

公的備蓄と流通備蓄による不足分を補完する備蓄場所とする。備蓄品目や数量、避難所等への配送方法などは事業者と協議しながら整備するものとする。

7 流通備蓄による物資供給

(1) 流通備蓄による供給の考え方

本市は、被災者に対する物資供給の手法として、公的備蓄と事業者との連携による流通備蓄の両面による供給体制の構築を目指している。

したがって、市内及び近隣市町に事業拠点を有する事業者を中心として物資供給能力を有する事業者との災害協定の締結を引き続き推進していくほか、物資供給をより確実なものとするため、市があらかじめ購入した備蓄物資を企業の流通ルートに乗せることにより、企業の倉庫へ備蓄する新たな備蓄方式を検討し、あらゆる方法を排除せず、物資の確保に努めるものとする。

また、災害時の物資の確保を確実にを行うために、これまで締結している協定内容を検証するとともに、定期的に連絡先、要請手続き、調達物資の在庫数量及び供給に要する期間等を確認することで、協定内容の実効性を確保するものとする。

(2) 流通備蓄等の受入体制

救援物資や流通備蓄は地域内輸送拠点又は協定先事業者の物資集積拠点で受け付け、仕分けを行うものとする。

熊本地震では配送作業を要する拠点倉庫において、行政職員の荷捌きにより搬出の遅滞・物資滞留が発生した。このようなことから本市では、国からのプッシュ型支援や流通備蓄等の物資の受け入れ拠点として、民間事業者の物資集積拠点を活用する内容の協定を締結し、物流のプロのノウハウを活用する体制を構築した。

今後は、協定先事業者の物資集積拠点の活用を中心とするため、協定内容をより実効性のあるものとするほか、大規模災害時には当該施設の活用が困難となることも想定されることから、複数の事業者の物資集積拠点の確保に向けて、積極的に働きかけを進めていく。

市の地域内輸送拠点

No	地区	名 称	所 在 地
1	川西	Meiji Seika ファルマ (株) バイオサイエンス研究所グラウンド	栢山788
2		小田原市総合文化体育館・小田原アリーナ	中曽根263
3		酒匂川流域下水道扇町水再生センター	扇町6-819
4	川東	独立行政法人 国立印刷局 小田原工場 体育館	酒匂6-2-1
5		川東タウンセンター マロニエ	中里273-6
6		県立西湘スポーツセンター	西酒匂1-1-26
7		酒匂川流域下水道酒匂水再生センター	西酒匂1-1-54

協定先事業者の物資集積拠点

No	事業者名	所 在 地
1	佐川急便株式会社	小田原市鬼柳146-2 (小田原営業所)

8 備蓄物資の輸送

東日本大震災や熊本地震では、拠点の倉庫まで応援物資等が届いているにも関わらず、各避難所まで配送する手段がないため、避難者まで物資が行き届かなかった事案が多数発生した。特に搬送拠点から各避難所までのいわゆる「ラストワンマイル」の物資配送の重要性を踏まえ、迅速かつ的確に輸送できる体制を整備していく。

(1) 輸送事業者等との協定の締結

これまで本市では輸送事業者等との間において、災害時の物資配送に関する協定等を締結し、輸送体制を構築してきた。今後は協定内容をより実効性のあるものとするほか、地域の交通事情に詳しい事業者等との協定締結に向けて、積極的に働きかけを進めていく。

(2) 物資の管理・運営及び輸送について

協定締結事業者を中心として集中備蓄用倉庫及び地域内輸送拠点並びに民間の物資集積拠点の管理・運営を実施するほか、災害対策本部との連携のもと各避難所のニーズを把握した上で物資を輸送する体制を構築する。

また、協定締結事業者が被災し輸送できない状況となった場合は、当該事業者から被害を受けていない関係事業者等に輸送依頼を行うよう検討する。

9 自助・共助による備蓄

(1) 市民による備蓄

発災当初は、避難時の混乱や周辺道路の閉塞等により、支援物資の搬送に支障が生じるとともに、被害を受けたライフラインや食料品店等の復旧にも時間を要することが想定される。そのような中、自宅の倒壊等を免れた場合には、当分の間、在宅で避難生活を選択することも想定される。このため、「自助・共助」の観点から食料・飲料水や一人一人に必要な生活必需品や常備薬などについて、最低でも3日間、可能であれば1週間分以上の備蓄の必要性について引き続き啓発していく。

(2) 自主防災組織による備蓄

発災時の初期消火、救出・救護活動、避難誘導、炊き出し等の給食など、地域の防災活動を効果的に行えるよう自主防災組織等の組織単位による応急対策・救出救助資機材などの備蓄に努める必要がある。

市では引き続き自主防災組織による防災資機材整備を支援するなど、地域における共助活動の推進に努める。

(3) 企業等による備蓄

大規模災害発生時には、交通機関が停止することが想定され、鉄道の駅などでは大混乱することが予測される。

各事業者は従業員等が帰宅時に二次災害に遭わないよう一斉帰宅を抑制し、3日間程度は事業所に留まる対応や、事業継続（BCP）のために従業員を待機させる必要もあるので、ライフラインの遮断も考慮して食料や物資を備蓄しておく必要がある。

また、従業員だけでなく来客や施設利用者の帰宅対策に努めるとともに、地域の自主防災組織や住民と協力した応急対策の実施も重要なことから、市では地区自治会連合会との連携強化を図るための支援に努める。

10 防災倉庫の整備

(1) 拠点倉庫整備の検討

拠点倉庫の役割は、公的備蓄物資の保管場所としての機能と国のプッシュ型支援や救援物資の受入拠点としての機能がある。被害が甚大で、避難生活が長期化する場合には、市の物資供給のみでは限界があり、支援物資が必要となることから、拠点倉庫は、物資の受入や荷捌き、輸送機能としての役割が大きいものと考えている。

過去の災害の物資供給における課題を考察すると、物資の受け手側において、在庫管理や仕分けの処理能力を超え、需要が明確に掴めないまま送られてくる物資の受け入れを行わざるを得なかったため、いわゆるラストワンマイル問題が発生した。また物流事業者が管理していない拠点では、行政職員がリレー方式で物資を搬入、一時保管する等混乱が生じたことが課題として取り上げられ、災害時に使用する物資拠点については、事業者の協力が得られるような取組が必要と国も提言している。

したがって、物資受入については、協定事業者の拠点と物資の管理・輸送に係るプロのノウハウを活用することを第一義としつつ、本市が指定する地域内輸送拠点が十分な設備を有していない状況に鑑み、一定規模の用地確保の見込や公共施設の再整備又は新規整備などの動きは注視し、市有拠点施設の検討もしていくものとする。

拠点倉庫の他市事例

項目	A市	B市
敷地面積	3,446㎡	2,070.87㎡
建築（床）面積	617.83㎡	818.30㎡
建築構造	鉄骨造平屋建て	鉄骨造平屋建て
付随設備・機能	事務所、会議室、非常用発電設備、フォークリフト、大型トラック搬入、荷捌きスペース（庫内・庇など）、パレットラック（壁面のみ）	事務所、トイレ、非常用発電設備、庫内温度管理設備、フォークリフト、大型トラック搬入、荷捌きスペース（庫内・庇など）、パレットラック（庫内全体）、少量危険物庫（ガソリン、アルコールなど）
主な備蓄物資	・食料、飲料水（缶）、毛布、応急対策救出救助資機材など	・食料、飲料水（ペットボトル）、避難所用物品、毛布など
その他	・基本品目（食料、生活必需品）は原則分散備蓄庫で備蓄	・分散備蓄庫が小規模なため、2棟目の大規模拠点倉庫を計画

(2) 集中備蓄用倉庫の整備及び改修

既存の集中備蓄用倉庫は、施設建設から30年以上を経過し備蓄物資の搬出入、河川洪水浸水想定区域内の立地などの課題があるため、今後、新規整備が行われる公共施設への防災備蓄庫の合築などについて検討していく。

(3) 防災備蓄庫の整備・維持修繕

指定避難所（広域避難所）は主に小中学校が指定されているが、過去の災害において分散備蓄の重要性が指摘されていることから、空き教室などを防災備蓄庫として確保していくよう関係機関と連携していく。また小中学校の再整備の際には防災備蓄庫の確保について検討していく。

(4) コンテナ型防災倉庫の整備・維持修繕

指定避難所（広域避難所）に隣接するコンテナ型防災倉庫については、夜間や悪天候時においても円滑な避難所開設、運営が可能となるよう、小中学校の校舎、体育館及び応急給水口等の防災施設に近接した敷地内への移設を検討するとともに、コンテナ型防災倉庫本体の更新についても検討する。

なお、コンテナ型防災倉庫の維持修繕については、引き続き基礎打設工事を計画的に実施するとともに、設置から長期間経過しているコンテナ型防災倉庫の防水工事等の維持修繕に努める。

1 1 改訂履歴

策定：令和5年9月

【資料 1】

集中備蓄用倉庫一覧

(令和 5 年 9 月現在)

No.	備蓄庫名称	所在地	整備年	倉庫面積	特記事項
1	小田原球場スタンド下 (1 塁側、3 塁側)	東大友 113	平成 2 年	1 塁側 (144 m ²) 3 塁側 (144 m ²)	
2	総合文化体育館小田原ア リーナ (1 階・2 階倉庫)	中曽根 263	平成 8 年	1 階 (146.8 m ²) 2 階 (123.7 m ²)	
3	川東タウンセンター マロニエ (地下防災倉庫)	中里 273-6	平成 7 年	地下東 (41 m ²) 地下西 (15 m ²)	
4	栄町駐車場 (2 階防災倉庫)	栄町 1-15-19	平成 9 年	2 階防災倉庫 (23.27 m ²)	

【資料 2】

分散備蓄庫備蓄品目

(令和 5 年 9 月現在)

備蓄倉庫	主 な 備 蓄 品 目
指定避難所（広域避難所） 1 次施設防災備蓄庫 （小中学校校舎内：25 施設）	○食料・飲料水（ペットボトル） ○乳児用ミルク ○生活必需品（基本品目） ○生活必需品（避難所運営に必要な資機材） ○生活必需品（感染症対策資機材） ○情報通信機器 ○避難所開設・運営に必要な消耗品
コンテナ型防災倉庫 （広域避難所：25 施設）	○仮設トイレ ○生活必需品（避難所運営に必要な資機材） ○応急給水に必要な資機材 ○応急対策・救出救助資機材（一部）
指定避難所（広域避難所） 2 次設備蓄庫 （小中学校校舎内：11 施設）	○食料・飲料水（ペットボトル） ○生活必需品（基本品目） ○生活必需品（避難所運営に必要な資機材） ○生活必需品（感染症対策資機材） ※ 1 星槎小田原キャンパスは片浦小学校備蓄物資を共用する ※ 2 県立諏訪の原公園は感染症対策資機材（風水害避難場所用）のみ
コンテナ型防災倉庫 （その他：14 施設）	○応急対策・救出救助資機材（救急救助、応急措置用資機材） ※ 孤立拠点コンテナ型防災倉庫には、生活必需品（基本品目）の一部を備蓄する

【資料3】

指定避難所（広域避難所）1次施設防災備蓄庫（25施設）一覧

（令和5年9月現在）

No.	備蓄庫名称	所在地	設置場所	特記事項
1	三の丸小学校	本町1-12-49	4階エレベータ隣	
2	新玉小学校	浜町2-1-20	2階西側	
3	芦子小学校	扇町1-37-7	北館2階東側	
4	大窪小学校	板橋985	1階（2部屋）	
5	早川小学校	早川2-14-1	3階階段西隣	
6	山王小学校	東町2-9-1	4階旧図画室	
7	久野小学校	久野1561	4階図工準備室隣	
8	富水小学校	飯田岡481	2階昇降口横倉庫	
9	町田小学校	寿町2-7-25	3階家庭科室隣	
10	下府中小学校	酒匂930	2階給食用リフト隣	
11	桜井小学校	曾比1943	北館1階	
12	千代小学校	千代687	校舎東側ブロック造倉庫	※千代中学校4階 教室分散備蓄
13	下曾我小学校	曾我原333	4階倉庫内	
14	国府津小学校	国府津2485	北校舎1階資料室隣	
15	酒匂小学校	酒匂5-15-3	2階放送室奥	
16	片浦小学校	根府川534-1	4階旧金管楽器室	
17	曾我小学校	曾我大沢69	1階西昇降口隣	
18	東富水小学校	中曾根359-1	北館4階児童会議室隣	
19	前羽小学校	前川858	2階スタジオ隣	
20	下中小学校	小船178	1階昇降口隣	
21	報徳小学校	小台405	2階配膳室手前	
22	豊川小学校	成田530-1	3階図書室隣	
23	富士見小学校	南鴨宮3-25-1	3階プレイルーム横	
24	白山中学校	扇町5-7-17	北校舎2階机椅子置場隣	
25	鴨宮中学校	鴨宮547	3階東側トイレ横教室	

指定避難所（広域避難所）2次施設防災備蓄庫（11施設）一覧

（令和5年9月現在）

No.	備蓄庫名称	所在地	設置場所
1	足柄小学校	扇町3-21-7	北館3階東側
2	矢作小学校	矢作227	1階家庭科準備室隣
3	城山中学校	城山3-4-1	体育館2階倉庫 南校舎2階西側倉庫
4	白鷗中学校	東町4-13-1	4階学習室C
5	城南中学校	板橋875-1	3階西側防災倉庫
6	千代中学校	千代800	4階倉庫
7	国府津中学校	国府津2372	4階生徒会室
8	酒匂中学校	酒匂3-4-1	4階西側階段脇準備室
9	泉中学校	飯田岡22	3階倉庫
10	城北中学校	栢山2888	南校舎4階東側教材室
11	橘中学校	羽根尾410	2階東側多目的室

【資料 4】

コンテナ型防災倉庫一覧

(令和 5 年 9 月現在)

No.	公共施設等名称	所在地	設置年	材質	特記事項
1	三の丸小学校	本町 1-12-49	平成 8 年	アルミ	広域避難所
2	新玉小学校	浜町 2-1-20	昭和 61 年	アルミ	広域避難所
3	足柄小学校	扇町 3-21-7	平成 8 年	アルミ	2 次施設
4	芦子小学校	扇町 1-37-7	平成 2 年	アルミ	広域避難所
5	大窪小学校	板橋 985	昭和 56 年	アルミ	令和 3 年移設 広域避難所
6	早川小学校	早川 2-14-1	昭和 55 年	鋼製 海上型	広域避難所
7	山王小学校	東町 2-9-1	昭和 61 年	アルミ	広域避難所
8	久野小学校	久野 1561	平成元年	アルミ	広域避難所
9	富水小学校	飯田岡 481	平成元年	アルミ	広域避難所
10	町田小学校	寿町 2-7-25	平成 8 年	アルミ	広域避難所
11	下府中小学校	酒匂 930 青果市場敷地	昭和 55 年	鋼製 海上型	広域避難所
12	桜井小学校	曾比 1943	平成 8 年	アルミ	広域避難所
13	千代小学校	千代 687	平成 8 年	アルミ	広域避難所
14	下曾我小学校	曾我原 333	平成 2 年	アルミ	広域避難所
15	国府津小学校	国府津 2485	昭和 63 年	アルミ	広域避難所
16	酒匂小学校	酒匂 5-15-3	昭和 63 年	アルミ	広域避難所
17	片浦小学校 (県設置)	根府川 534-1	平成 6 年	アルミ	広域避難所 県・市管理覚書

No.	公共施設等名称	所在地	設置年	材質	特記事項
18	曾我小学校	曾我大沢 69	平成 2 年	アルミ	広域避難所
19	東富水小学校	中曾根 359-1	昭和 56 年	アルミ	広域避難所
20	前羽小学校	前川 858	昭和 56 年	アルミ	広域避難所
21	下中小学校	小船 178	平成元年	アルミ	広域避難所
22	報徳小学校	小台 405	平成 2 年	アルミ	広域避難所
23	豊川小学校	成田 530-1	平成 2 年	アルミ	広域避難所
24	富士見小学校	南鴨宮 3-24 南鴨宮富士見公園	昭和 55 年	鋼製 海上型	広域避難所
25	白山中学校	扇町 5-7-17	昭和 61 年	アルミ	広域避難所
26	鴨宮中学校	鴨宮 547	平成 2 年	アルミ	広域避難所 令和元年移設
27	千代中学校	千代 800	昭和 55 年	鋼製 海上型	2 次施設
28	酒匂中学校	酒匂 3-4-1	平成 8 年	アルミ	2 次施設
29	城北中学校	栢山 2888	昭和 55 年	鋼製 海上型	2 次施設
30	橘中学校	羽根尾 410	昭和 56 年	アルミ	2 次施設
31	旧石橋保育園	石橋 182-3	平成 7 年	アルミ	平成 26 年移設 孤立地区
32	江之浦生産森林 組合所有地	江之浦 359	平成元年	アルミ	平成 24 年移設 孤立地区
33	河川防災ステーション	寿町 5-22-32	昭和 57 年	鋼製 海上型	寿町下水処理場か ら移設
34	小峰配水池	城山 3-29	昭和 55 年	鋼製 海上型	
35	米神児童遊園地	米神 475	平成 7 年	アルミ	平成 25 年移設 孤立地区

No.	公共施設等名称	所在地	設置年	材質	特記事項
36	城内旧看護学校跡地	城内 741-10	昭和 55 年	鋼製 海上型	令和元年移設
37	坂下中央児童遊園地	久野(厚木道路高架下)	昭和 56 年	鋼製 海上型	平成 23 年移設
38	南町なぎさ公園	南町 3-805	平成 7 年	アルミ	
39	万年公園	浜町 4-10	平成 7 年	アルミ	

【資料5】

協定施設（県立高校、県施設、大学等）備蓄物資保管場所一覧

（令和5年9月現在）

No.	備蓄庫名称	所在地	保管場所	特記事項
1	県立小田原東高等学校	東町4-12-1	・本館3階 演習室D (防災倉庫) ・体育館1階(柔剣道場内器具庫)	・津波避難施設 ・風水害避難場所 ・体育館は感染症対策資機材と毛布
2	県立西湘高等学校	酒匂1-3-1	D棟3階(旧工芸準備室) 防災倉庫	・風水害避難場所(酒匂11区、12区、高校、市との協定) ・防災倉庫は生徒用備蓄物資の保管が主で、倉庫内の一部に市の物資を保管
3	県立小田原城北工業高等学校	栢山200	S棟3階 トイレ内(旧女性更衣室)	・桜井地区の風水害避難場所(桜井連合、高校、市との協定) ・校舎耐震改修工事に伴いS棟3階に移転中
4	県立小田原高等学校	城山3-26-1	選択教室1	・帰宅困難者避難場所
5	小田原短期大学	城山4-5-1	大学勢門北側前駐車場に設置の倉庫内	・帰宅困難者避難場所 ※大学の備蓄物資は保管していない(市の物資のみ)
6	県立おだわら諏訪の原公園	久野3821-1	パークセンター1階 電気室内(置換ピット)	・広域避難所2次施設 ・風水害避難場所 ※感染症対策資機材、風水害避難場所看板のみ

【資料6】

流通備蓄に係る災害協定締結先一覧

(令和5年9月現在)

【食料・日用品等】

協定名	協定締結先	締結日 (再締結等)
米穀の調達に関する協定	ヤオマサ(株)	H8.6.21
	相鉄ローゼン(株)	H8.7.3
	(株)イトーヨーカ堂	H8.7.11
	(有)相模ディナーサービス	H8.7.18
	(有)岩田米穀店	H8.7.23
	志村屋米穀店	H8.7.25
	かながわ西湘農業協同組合	H20.8.1
災害時における生活必需物資の調達に関する協定	森高製パン株式会社	H8.5.20
	(合)加藤兵太郎商店	H8.5.22
	(株)セキグチベーカリー	H8.5.23
	ヤオマサ(株)	H8.6.21
	相鉄ローゼン(株)	H8.7.3
	(株)イトーヨーカ堂	H8.7.11
	(株)小田原百貨店	H8.7.15
	(株)ヨークマート 鴨宮店	H8.8.1
	小田急商事(株) Odakyu OX	H15.12.1
	(株)カインズ	H24.11.12
	鈴廣蒲鉾本店	H25.4.1
	(株)中村屋	H8.5.28
	(株)寝具の井上	H8.5.20
	小田原名産漬物工業組合	H8.6.1
小田原卸商業団地協同組合	H8.8.7	
災害時における生鮮食料品の調達等に関する協定	青果商業協同組合	H8.11.21
	小田原青果(株)	H8.11.21
	小田原中央青果(株)	H8.11.21
	小田原中央青果出荷組合	H8.11.21
	小田原青果出荷組合	H8.11.21
災害時における生鮮食料品等の調達に関する協定	(株)小田原魚市場等4団体	H12.9.29
災害時における自転車の調達、整備等の協力に関する協定	神奈川県自転車商協同組合	H24.4.18

災害時における物資供給に関する協定	NPO 法人コメリ災害対策センター	R2. 4. 14
災害時における応急物資の調達に関する協定	五十嵐製箱(株)	R2. 9. 23
災害時における物資の調達に関する協定	足柄地区自治会連合会 (株)小田百貨店	R3. 8. 30
災害時における物資の調達に関する協定	芦子地区自治会連合会 久野地区自治会連合会 ヤオマサ(株)	R3. 8. 30
災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定	有限会社レントオール小田原	R5. 3. 31
災害時における協力体制の確保に関する協定	大窪地区自治会連合会 株式会社小田原百貨店	R5. 5. 22
災害時における物資の調達に関する協定	桜井地区自治会連合会 株式会社小田原百貨店	R5. 5. 22

【医薬品】

医薬品等の調達に関する協定	(公社)小田原薬剤師会	H18. 11. 1
	アルフレッサ(株) 小田原支店	
	(株)メディセオ 小田原支店	
	(株)スズケン 小田原支店	
	東邦薬品(株) 小田原営業所	
	中北薬品(株) 小田原支店	
災害用医薬品の確保及び抛出に関する協定	(公社)小田原薬剤師会	R2. 3. 19

【燃料・電力】

災害時におけるLPG(液化石油ガス)及び器具の調達に関する協定	(公社)神奈川県LPG協会小田原支部	S56. 2. 16 (H29. 9. 1)
災害時における燃料の調達に関する協定	神奈川県石油商業協同組合小田原支部	H18. 3. 10
災害における情報の提供及び応急物資等の供給に関する協定	小田原ガス株式会社 西湘ガス産業株式会社 株式会社古川	H28. 2. 3
小田原市エネルギーの地域需給の促進に係るモデル事業に関する協定	株式会社エナリス ほうとくエネルギー株式会社	H29. 7. 6
小田原市EVを活用した地域エネルギーマネジメントモデル事業に関する協定	(株)REXEV 湘南電力株式会社	R1. 10. 18
災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド(株)小田原支社	R2. 7. 29
電気自動車を活用した災害連携協定(協定)	神奈川日産自動車(株) (株)日産サテリオ湘南 日産プリンス神奈川販売(株) 日産自動車(株)	R2. 7. 31
災害時における電動車両等の支援に関する協定	東日本三菱自動車販売(株) 三菱自動車工業(株)	R2. 9. 3
小田原市における地域マイクログリッドを活用したエネルギーマネジメント事業に関する協定	京セラ(株) (株)REXEV 湘南電力(株) (株)A. L. I. Technologies	R3. 4. 28

【輸送】

災害時における物資の輸送等に関する協定	(一社) 神奈川県トラック協会	H26. 2. 19
災害時における物資配送等に関する協定	佐川急便株式会社	H30. 6. 1

小田原市災害時備蓄計画

令和5年9月策定

発行：小田原市

編集：小田原市防災部防災対策課